

第2編 障害者計画

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

「津山市障害者計画（平成 24～29 年度）」では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「障害のある人が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会づくり」の実現を目指してきました。

本市では平成 28 年に第5次総合計画を策定し、めざすまちの姿「彩あふれる花開く 津山の創造 ～市民 一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」の実現に向けて施策を総合的に推進しています。その中で特に障害者福祉の充実、開花プログラムⅡ「健やかに安心できる 支え合いのまちづくり」に定められています。

本市においては、身体障害のある人が減少傾向にあり、一方で、知的障害のある人や精神障害のある人（発達障害を含む）が増加傾向にあります。

アンケートでは、障害のある人の就労環境の改善や経済的な負担の軽減といった自立に向けた要望が挙げられているほか、介助者・介護者の負担を軽減するための支援や、障害のある人に対する理解を深めるための啓発等が求められています。

本計画では、前回同様に障害の有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域づくりを目指します。そのために、障害のある人の人格と個性を尊重し、その能力を十分に発揮できる環境づくり、市民一人ひとりの障害や障害のある人についての正しい理解と認識の促進、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。

これらを踏まえ、本計画の基本理念は、「だれもが住み慣れた地域で 健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」とします。

基本理念

だれもが住み慣れた地域で

健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすための支援

障害のある人が住み慣れた地域で生活し、共生社会の実現を図るためには、個々の状況や障害の特性に応じた障害福祉サービスを受けられることや、生活上の困難を相談できる場、そして、地域の人が障害のある人や障害に関して正しい理解と認識を深めることが必要です。

施設入所者や入院している人の地域移行を進めるために、住宅やグループホーム等の生活の場を確保するとともに地域におけるサービス利用の質・量的な充足及び利便性の向上を目指します。

相談支援体制を整備し、関係機関が情報を共有することにより、障害のある人の課題解決に向けた連携・協力を進めます。

すべての人が個性や人格を尊重し、共生社会を目指し、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」を踏まえた虐待の防止及び差別の解消や、意思決定の尊重のための成年後見制度の利用促進を図ります。

また、自立した社会生活を障害のある人が営むにあたり、必要な情報を受け取り、互いに意思疎通を図ることができるような環境の整備が必要です。情報発信における多様な媒体の活用、障害の特性に応じた情報環境の整備を進めます。

基本目標2 こころとからだの健康づくり

障害の早期発見や早期対応には、地域における医療や相談体制の整備が重要です。ライフステージごとの健康診査の実施による健康の保持・増進、障害の早期発見を目指します。

また、事故や生活習慣病等による後天的な障害の重症化の防止や予防のために、日々の健康づくりの支援や健康に関する情報の発信、講習による正しい知識の習得を広く普及します。

精神疾患については近年増加傾向にあり、正しい知識の習得を広く普及することにより、精神障害のある人の自立や社会参加の支援を行うとともに、必要に応じた医療及び相談体制を整備し、地域生活を支援します。

療育については、早期に発達に応じた療育を受けることができるように、各種健診や相談支援体制を充実し、発達等に対する気づきを適切な支援につなげるための体制を整えとともに、療育施設の整備、保護者や家族への支援を充実します。

基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、進学・就労先の確保や、就労や地域活動への参加により生きがいをもつことが重要です。

障害者雇用促進法の法定雇用率の算出に精神障害のある人が加わることなど、障害のある人が働く環境の整備が進んでいます。本市においても、障害のある人が働く場所を拡大するために、事業者に対して障害者雇用に関する情報提供や職場環境改善及び障害者就労に対する理解の促進を目的とした啓発を引き続き行います。

就労の課題解決に向けて、相談支援体制を整えるとともに、障害のある人の一般就労に向けた支援や職場への定着支援を推進します。

障害のある子どもの成長の各段階で、切れ目のない一貫した教育・保育支援を提供します。教育・保育の場では、児童が互いの個性や多様性を認め、障害の有無に関わらず、ともに学び育つことができるような環境を整備するとともに、教職員に対して研修を行い、専門性の向上を目指します。

障害の有無に関わらず、すべての人が社会参加や余暇活動を通じて生きがいをもち、いきいきと充実して過ごすことができるように、交流の機会をつくるとともに、様々な分野での活動を推進します。

また、活発な地域活動の促進のためには人材確保が課題となっており、特に若者がボランティア活動等に参加するために、啓発や活動に関する情報提供を充実するとともに、団体の育成支援を行います。

基本目標4 支え合いと住み良い環境づくり

誰もが安全・安心に暮らすためには、公共施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その他の施設運営においても障害のある人も過ごしやすい環境づくりに向けた意識を醸成することが望まれます。

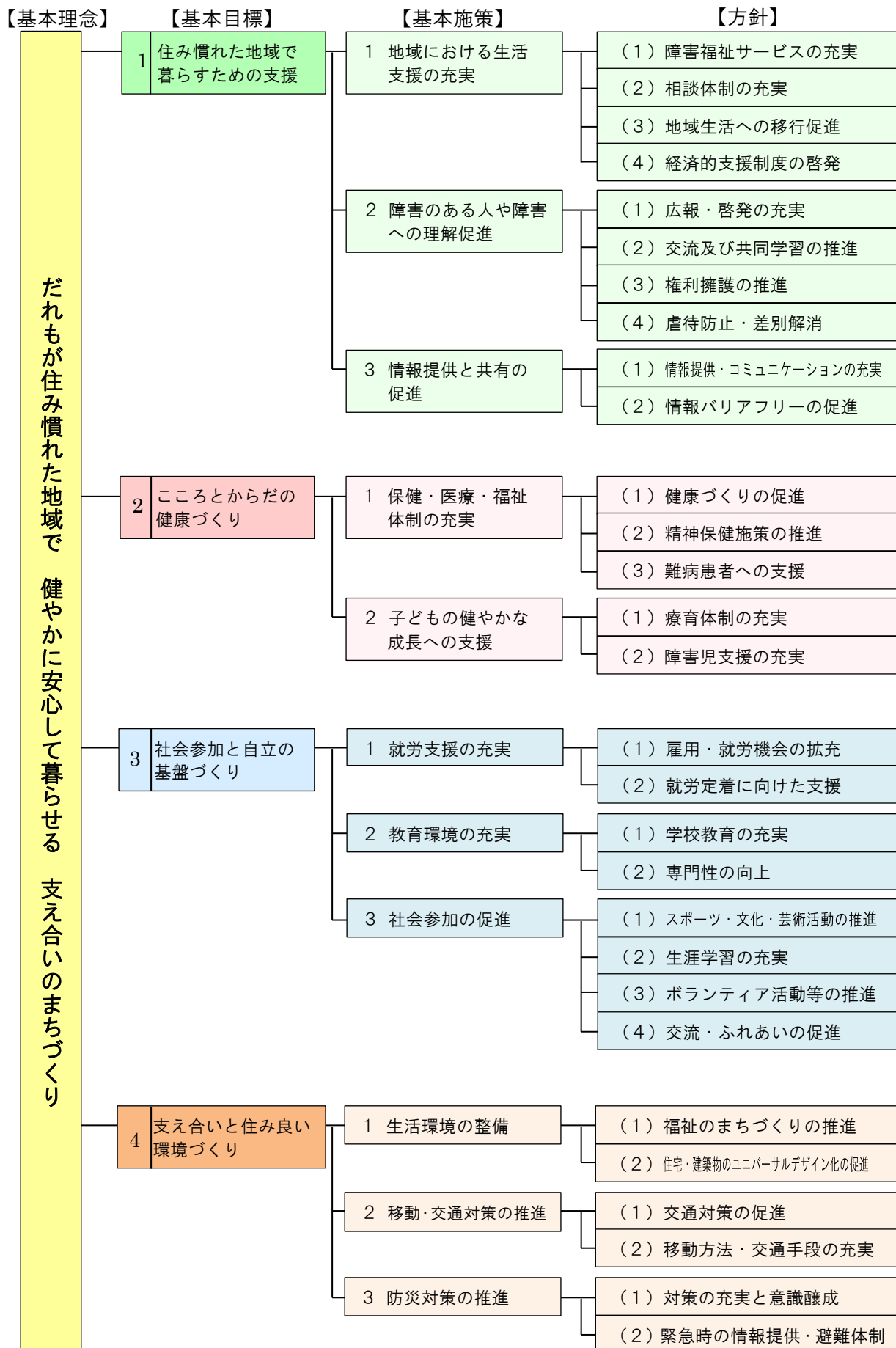
誰もが利用しやすい快適なまちづくりを目指し、高齢者や障害のある人の住居の確保や施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進及び支援を行います。

また、外出しやすい環境づくりのために、道路等を整備することはもちろん、様々な移動に関する支援を充実します。

地域に住むすべての人が防災に対する意識をもつために啓発活動を行うとともに、支援が必要な人を把握し、必要な体制づくりを進めます。

災害時においては、避難場所における障害のある人への医療体制や意思疎通・情報提供方法等を検討し、緊急時に対応します。

3 施策体系



第2章 計画の取組

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすための支援

1 地域における生活支援の充実

【現状・課題】

本市においては、アンケート結果から「自宅で家族と暮らしている」との回答がおよそ8割を占めています。一方、全国と同様に高齢化が急速に進行し、障害のある人やその家族も高齢者の割合が大きくなっており、介助者の半数近くが60歳以上で、全体のおよそ2割は健康状態が「よくない」と回答し、親亡き後の将来に不安を感じている人は少なくありません。

高齢化が進行していることにより、「親亡き後」の生活を見据えて、グループホームを始めとした多様な居住の場の確保が求められています。将来への不安による入所施設のニーズが高く、各施設における待機者は少なくありません。

そのような中、津山地域障害者基幹相談支援センターを平成24年に設置し、地域における障害のある人の相談支援の拠点として整備しています。

【今後の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、適切な支援を行うとともに、各種福祉制度やサービス等を整備し、多様なニーズに対して必要な支援を利用できる体制・仕組みづくりを進めます。

生活していく中での困り事に対しても、身近に相談できる場や、困難を解決するために関係機関が対処できるよう津山地域障害者基幹相談支援センターを中心とした連携・協力体制の充実を図ります。

将来的な居住の場として、福祉施設への入所要望が高いため、相談支援体制の整備や地域生活支援事業を推進し、希望者が地域生活へ移行できるように環境整備を進めます。

（1）障害福祉サービスの充実

施策	内容	方針
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの整備 【障害福祉課】	障害者総合支援法の制度の下で、障害福祉サービスの必要量を確保するとともに、関係機関と連携しながら障害のある人の障害特性や障害の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。	継続
②地域生活支援事業の充実 【障害福祉課】	障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。	継続

(2) 相談体制の充実

施策	内容	方針
①津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実【障害福祉課】	地域における相談支援の拠点である津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実に努めます。また、指定特定相談支援事業所等へのバックアップや相談支援専門員へのアドバイスを行います。	変更
②総合的な相談体制の充実【障害福祉課】	障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援の充実を図ります。	継続
③専門職の配置と研修の充実【障害福祉課】	市や県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、施策推進に努めます。専門的な支援に関しては、民間事業者と連携し、適切に対応します。	継続
④相談員体制の充実【障害福祉課】	日常的な相談体制として、身体障害者相談員、知的障害者相談員のスキルアップに努めます。また、精神障害（発達障害を含む）のある人及び家族等による、当事者の立場に立った精神障害者相談員の設置について検討します。	継続
⑤精神障害に対する相談体制の充実【障害福祉課】【健康増進課】	精神疾患は長期にわたって入院・通院・服薬が必要になることが多いため、医療中断による重症化を防ぐよう保健所、医療機関等と連携しながら相談支援を継続します。また、退院後の地域生活支援のため指定一般相談支援事業所による地域移行支援及び地域定着支援に取り組みます。	継続
⑥切れ目のない継続的な支援体制の強化【障害福祉課】	出生時から、療育、就学、就職に至るまでの各ライフステージにあった継続的な支援をするため、関係機関との連携を強化します。	継続

(3) 地域生活への移行促進

施策	内容	方針
①居住の場、日中活動の場の確保【障害福祉課】	障害のある人が市民の理解や必要な支援を受けながら、地域生活を営むために、関係機関等と連携を図り、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。 同時に、グループホーム及び社会福祉施設等の整備について国等の補助制度活用に関する情報提供を行います。 また、条件が整えば退院が可能な精神障害のある人については、関係機関と連携を図り、地域で生活できるよう、支援体制の整備を図ります。	継続
②入所施設から地域生活【障害福祉課】	現在、入所している障害のある人についても、障害の状況等を勘案して地域での生活が可能な場合には、関係機関等と連携を図り地域生活への移行を推進します。	継続
③補装具費・日常生活用具の支給等【障害福祉課】	身体機能を補完・代替し日常生活をより円滑に行うための用具の購入や修理の助成を継続して行います。また、日常生活用具については、ニーズや対象品目等の調査の研究に努めます。	継続
④住宅改修費の助成【障害福祉課】	重度の肢体不自由のある人が自宅で生活していくために、住居の改修についての助言や、改修費の助成を継続して行います。	継続

(4) 経済的支援制度の啓発

施策	内容	方針
①医療費公費負担制度の周知 【障害福祉課】	医療費の負担軽減を図るための医療費負担制度（精神通院医療、更生医療、育成医療、心身障害者医療、難病・小児慢性特定疾患医療等）について、情報提供や広報を推進し、適切な利用を進めます。	継続
②経済的負担の軽減 【障害福祉課】	経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税及び相続税の障害者控除や自動車税・自動車取得税の課税免除、NHK放送受信料、JR等旅客運賃、バス料金、タクシー料金、有料道路通行料金割引、国内航空運賃の割引制度等の情報提供に努めます。	継続
③保障制度の広報・啓発 【障害福祉課】	所得保障のため、障害基礎年金・特別障害給付金等の公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の周知徹底を行うとともに、国・県との連携に努めます。	継続
④心身障害者扶養共済制度の広報・啓発 【障害福祉課】	障害のある人を扶養している保護者が掛金を収めることで、不測の事態のことがあったとき、一定額の年金を支給する制度の広報を推進し、県との連携に努めます。	継続

2 障害のある人や障害への理解促進

【現状・課題】

障害のある人が日常生活を安心して過ごすためには、障害のある人や障害に対して正しい理解と認識を深めることが重要です。近年、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等、障害のある人の権利擁護に関する法整備が進んでいますが、法律・制度や必要な配慮等十分な理解が得られているとは言い難い状態です。

本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する津山市職員対応要領」を平成28年に策定し、これに基づき差別の解消に取り組んでいます。

障害者虐待防止法に基づき、「津山市地域障害者虐待防止センター」を設置し、被虐待者等に対して、状況に応じた支援を行っています。アンケートでは、障害者虐待防止法や成年後見制度の認知度が低く、虐待の相談窓口についても知らない人が多い状況です。

また、障害を理由とした差別を受けたことがある人が4割以上であり、特に学校や職場、外出先で差別を受けていることが多く、今後はより一層の周知・啓発活動が望まれます。

【今後の方針】

障害に関する知識や情報を広く発信し、講演会等の啓発活動を行います。

様々な機会を通じて障害について学ぶ機会を提供するために、学校教育及び生涯学習における福祉教育の推進や、障害者支援団体等によるイベントや講演会等を通じて障害のある人との交流の場の提供に努め、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の向上を図ります。

障害のある人もない人も互いに人格や個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて、差別の解消や虐待防止の対策を進めるとともに、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の普及・啓発を進めます。

(1) 広報・啓発の充実

施策	内容	方針
①広報紙やホームページによる広報・啓発 【秘書広報室】 【障害福祉課】	広報紙やホームページ、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。また、それぞれの障害に配慮した効果的な広報・啓発に努めます。	継続
②地域における啓発活動 【障害福祉課】 【協働推進室】	町内会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、子ども会、PTAなどの地域の各種団体に対する障害のある人への正しい理解や認識を深めるため、広報・啓発・研修を実施します。また、ボランティア活動に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行います。	継続
③講演会や講座の開催 【障害福祉課】	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の各種障害について、市民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座を開催します。	継続
④障害に対する理解促進 【障害福祉課】 【健康増進課】	発達障害、難病、精神障害のある人に携わっている各関係機関の職員とともに具体的な支援方法等の検討や情報の提供を行い、研修の場を確保します。また、市民に対しても療育研究会等の様々な機会を通じて知識の普及に努めます。	変更

(2) 交流及び共同学習の推進

施策	内容	方針
①学校教育における交流及び共同学習の推進 【学校教育課】	障害のある人や障害に対する正しい理解と認識を深めるため、小学校、中学校において交流及び共同学習を推進します。また、教職員に対する研修を充実させ、特別支援教育への理解も深めます。	継続
②生涯学習における交流及び共同学習の推進 【人権啓発課】 【障害福祉課】	福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で市民を対象とした事業を展開し、交流及び共同学習を推進します。	継続
③市職員の資質向上 【人事課】 【障害福祉課】	職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。	継続

(3) 権利擁護の推進

施策	内容	方針
①成年後見制度の利用促進 【障害福祉課】	障害等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する制度の啓発に努めます。	継続
②日常生活自立支援事業の利用促進 【障害福祉課】	日常生活において、各種申請手続き、金銭管理等に不安な、障害のある人等を支援する制度の啓発に努めます。	継続
③選挙等における配慮 【選挙管理委員会】	郵便投票制度の実施及び周知や、投票所での車いす利用等の合理的な配慮に努めます。	継続
④消費者としての保護 【環境生活課】 【障害福祉課】	障害のある人が消費者としての利益が守られるよう、情報提供、その他必要な施策について検討します。	継続

(4) 虐待防止・差別解消

施策	内容	方針
①津山地域障害者虐待防止センター機能の充実 【障害福祉課】	津山地域障害者虐待防止センターの緊急対応の整備及び相談支援体制の充実を図ります。	継続
②差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進 【障害福祉課】	障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、広報やホームページ等を通じて、理解・啓発の推進を図ります。 講演会や研修会等の様々な機会を通じて、法律や合理的配慮について、理解促進を図ります。	新規
③専門性の向上 【障害福祉課】	市職員や教職員、関連機関の職員等に対して、研修や講演会への参加を促し、資質向上を図ります。	新規

3 情報提供と共有の促進

【現状・課題】

障害のある人が、自分に必要な情報を取得することや、意思疎通・意思決定に関する支援を受けることは、障害のある人が生活するために重要な要素です。アンケートでは、障害福祉制度などに関する情報を病院や福祉施設から収集している人が多い一方で、情報を得る機会がない人もおよそ2割見受けられることから、今後はより一層の情報発信・媒体の活用が必要です。

情報を発信するにあたり、社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携して、広報紙の音訳や、ケーブルテレビの文字放送等、障害の特性に応じた媒体を活用しています。

また、市においては手話通訳者を配置し、窓口での円滑なコミュニケーションに努めています。

【今後の方針】

障害の特性や個々の状況に対して、様々な情報発信の方法・媒体を活用して情報提供の充実を図ります。情報の発信にあたっては、より多くの人が必要とする情報を受け取ることができるように、分かりやすく適正な表現に努めます。

また、聴覚や視覚に障害のある人にとって、コミュニケーションが困難なことを理由に、社会参加が妨げられないようにするため、手話通訳者の研修会への参加及び養成の支援を行います。

(1) 情報提供・コミュニケーションの充実

施策	内容	方針
①行政サービスの周知 【障害福祉課】	ガイドブックの作成、サービスの紹介・相談、声の広報の発行等に努めます。また、視覚・聴覚障害のある人に対する的確な情報提供に努めます。	継続
②障害者情報の一元化 【障害福祉課】	障害者施策に関する情報の収集と提供のほか、障害福祉サービスの内容やイベント等の紹介、ボランティア活動の状況など、障害のある人や支援する人が必要とする情報をホームページで発信します。	継続
③コミュニケーション支援の充実 【障害福祉課】	障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。また、手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。	新規
④障害のある人や活動に関する情報発信充実 【障害福祉課】	市や障害者団体の実施する行事や障害のある人自身の様々な活動について、市民に対する積極的な情報提供を行います。	変更

(2) 情報バリアフリーの促進

施策	内容	方針
①情報格差の解消 【障害福祉課】	情報を得られにくい、または、情報を受けても理解しにくい方などへの提供方法を研究し、改善に努めます。	継続
②広報紙の音訳版等の発行 【障害福祉課】	広報紙を音訳し、希望者へ配布します。	継続
③手話通訳者・要約筆記者派遣・設置 【障害福祉課】	聴覚障害のある人や言語障害のある人の参加が見込まれる事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置を継続します。	継続
④文字放送による情報の提供 【障害福祉課】	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した市政情報の文字放送を継続します。	継続
⑤災害情報メール等の活用 【危機管理室】 【障害福祉課】	携帯電話のメール等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。また、緊急告知防災ラジオの活用による情報発信に努めます。	継続

基本目標２　こころとからだの健康づくり

１　保健・医療・福祉体制の充実

【現状・課題】

障害の早期発見や重症化防止のためには、身近な場で健康診査や療育を受けられる環境が重要です。本市においても精神障害のある人は増加傾向にあり、こころの健康づくりについても対策が必要です。アンケートでは、健康管理や医療で不便なことを「特にない」と回答する人が４割以上と多く、本市における医療整備が進んでいると見受けられる一方で、２割未満の人が専門的な治療を行っている医療機関が身近にないことを課題として挙げています。

また、障害のある人のおよそ７割が定期的に通院しているため、身近に医療機関がない場合の移動支援や交通機関の整備等の支援が必要です。

平成２５年に障害者総合支援法に基づき、新たに難病患者が障害福祉サービスの対象となり、また、その後もその範囲は拡大し、平成２９年には３５８疾病となりました。今後は、難病患者が必要なサービスを活用できるように、十分な情報提供や相談の受付等の支援が必要です。

【今後の方針】

今後も継続して、健康や障害に関する知識の普及啓発を図るとともに、講座等の学び場を提供します。

また、障害のある人やその家族の不安を軽減するために、相談支援体制や社会復帰・社会参加に向けた支援を行い保健・医療・福祉体制の一層の充実を目指します。

（１）健康づくりの促進

施策	内容	方針
①健康づくり活動 【高齢介護課】 【健康増進課】	関係機関が協力し、地域の自主活動の支援や健康づくり事業の推進をします。	継続
②妊娠期、乳幼児期の健康づくり 【健康増進課】	子どもを健やかに生み育てるために、妊娠期から子育て期まで、安心して子育てができるよう、育児相談、乳幼児健康診査、その後の支援等、母子保健事業を継続します。また、子育て世代包括支援センターを設置し、家庭訪問、相談体制を強化するとともに関係機関と連携を図りながら、子育て支援体制の充実を図っていきます。	継続

(2) 精神保健施策の推進

施策	内容	方針
①休養・こころの健康づくり 【障害福祉課】 【健康増進課】	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及、啓発を図ります。	継続
②保健・医療・福祉の 連携・協議の場の設置 【障害福祉課】 【健康増進課】	精神疾患を抱える人が適切な医療を受け、安心して地域で暮らすことができるように、保健・医療・福祉が連携・協議を図るための場を設けます。	変更
③関係機関の連携体制の 整備 【障害福祉課】	保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関との連携、連絡を図るため、連絡、調整の場を設けるとともに各種相談支援やサービス内容の枠組みを整理するなどの体制づくりに取り組みます。	継続
④社会参加への整備 【障害福祉課】	就労に向けて、また、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の整備に努めます。また、就労支援や福祉サービスの利用が必要な人への相談・支援を継続します。	継続
⑤発達障害者への支援 【障害福祉課】	発達障害者支援コーディネーターを配置し、発達障害のある方、疑いのある方、またその家族への相談支援を行います。	新規
⑥手帳非所持者への支援 【障害福祉課】	発達障害や高次脳機能障害等の障害のある人や、自立支援医療受給者といった各種障害者手帳を所持していない人に対しても、障害福祉サービスの周知、情報発信を行い、利用の促進を図ります。	新規

(3) 難病患者への支援

施策	内容	方針
①難病への理解の促進 【障害福祉課】	疾病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、より充実した支援を行うため、関係職員等に難病に対する理解を深める取組を行います。	継続
②相談支援体制の充実 【障害福祉課】	地域での療養生活において、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、訪問等により、家族等の介護者を含めた相談支援を継続します。	継続
③医療など関係機関の 連携体制の整備 【障害福祉課】 【高齢介護課】	介護保険・障害福祉サービス・在宅医療など一層の連携や療養支援体制の充実を図ります。保健所・医療機関等と連携を強化し、相談あるいは支援のあり方についての体制づくりを行います。	継続
④障害福祉サービスの 充実と利用促進 【障害福祉課】	障害福祉サービス、日常生活用具給付事業の充実に努め、自立した生活ができるよう支援を行います。また、障害福祉サービスの利用の周知、情報発信を行い、利用の促進を図ります。	継続

2 子どもの健やかな成長への支援

【現状・課題】

子どもの健やかな成長と発達の支援のために、乳幼児健康診査を実施し、個々のニーズに応じた情報提供や助言指導を行っています。その他、発達支援として、様々な相談の場を設け、経過観察児教室や通級指導教室、児童発達支援事業所等で、毎年一定者数が活用しています。

自立支援協議会のこども部会や、津山市発達障害者支援関係者連絡会議等のネットワークを活用し、子どもの状況に関する情報共有や協議を進めています。アンケートでは、発達についての相談先として、およそ半数の人が健康増進課を活用しています。

しかし、およそ4割の人が発達や障害、福祉制度に対する情報が少ないと感じており、また、今後必要なサービスとして、相談支援や地域の専門医師の充実が求められています。

【今後の方針】

障害や発達の遅れの早期発見に向けて引き続き、各種健診や相談支援体制の充実を図ります。

一人ひとりの実状に応じた適切な支援が受けられるように、切れ目のない支援体制づくり・つながりの仕組みづくりを進めます。

発達障害やその他の障害に関して、情報提供を充実するとともに、相談先の周知を行い、障害のある子どもとその家族を支援します。

また、障害のある子ども一人ひとりへの個別的な対応が必要であり、医療・保育・教育の専門機関が情報を共有し、課題を解決できるように協議の場を設置します。

（１）療育体制の充実

施策	内容	方針
①療育相談事業の充実 【障害福祉課】 【健康増進課】	保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する総合的な相談体制の充実を目指します。 子どもの発達に不安をもつ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方にも専門的な技術提供や助言を行います。	継続
②療育訓練事業の充実 【障害福祉課】 【健康増進課】	個々の子どもの障害に応じた療育サービスを提供します。また、質の高い支援を行えるよう訓練内容や回数を充実させていきます。身近な地域で適切な支援が受けられるように、療育を必要とする子どもの受け入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供します。	継続
③地域療育ネットワークの充実 【障害福祉課】 【健康増進課】	子どもの発達成長に係る支援者である障害福祉課・健康増進課・療育機関・医療機関・保健所・保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）・教育委員会など各機関が相互に連携し、より効果的なものとなるよう現存の自立支援協議会のネットワークを活用し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、おかやま発達障害者支援センター県北支所等を加えた新たな地域療育ネットワークを構築します。また、津山市子ども若者支援庁内推進会議を活用し切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援の充実を図ります。	継続

(2) 障害児支援の充実

施策	内容	方針
①障害児通所支援の充実 【障害福祉課】	障害種別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・相談等が受けられるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援のサービス充実を図ります。	継続
②保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）での保育の充実 【こども課】	障害のある子どもの受け入れを促進するとともに、個々の子どもの障害に応じた保育がなされるように個別の相談・指導を充実させていきます。保育士・幼稚園教諭対象の研修会を実施し資質の向上を図ります。	継続
③児童発達支援センターの充実 【障害福祉課】	児童発達支援センターの充実、周知を図り、利用を促進し、保育所等訪問支援等の体制整備に努めます。	継続
④放課後等の居場所づくりの推進 【障害福祉課】 【こども課】	放課後等デイサービスを利用した個々の障害等の状況に応じた療育訓練や保護者等の就労等に考慮した放課後等の居場所づくりを推進します。また、放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れも推進します。	継続
⑤医療的ケア児支援の充実 【障害福祉課】 【こども課】 【健康増進課】 【学校教育課】	医療的ケアを必要な児童が地域で生活するために必要な支援及び医療体制の整備に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等が連携し、生活上の課題の改善に向けて協議する場を設けます。また、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置をします。	新規

基本目標 3 社会参加と自立の基盤づくり

1 就労支援の充実

【現状・課題】

国では障害者雇用促進法や障害者差別解消法等により、障害のある人の雇用対策や合理的配慮の推進等、積極的な取組が進められています。同時に、職場の環境改善、企業等の障害への理解促進により一般就労への移行や職場定着が重要とされています。アンケートでは、障害のある人のおよそ2割が就労をしていて、その半数以上の人々が6時間以上の就労時間ですが、工賃についてはおよそ4割の人が、収入が少ないと回答し、就労における課題として、工賃の向上を行うことを、最も多くの人々が挙げています。一方で、必要な就労支援としては、周囲の理解や障害特性に応じた仕事内容との意見が多くなっています。

【今後の方針】

障害者雇用の拡大に向けて、企業や市民への障害に関する理解を促進するとともに、障害のある人が継続して就労できるように、就労後の相談支援の充実や職場環境の改善に努めます。

工賃の向上に向けて、今後も福祉事業所での事業を進めるとともに、商品の販売経路の拡大や事業に関する啓発を行います。

また、障害者差別解消法に基づき、企業や作業所における合理的配慮を促進し、新たに就労定着支援にも取り組みます。

(1) 雇用・就労機会の拡充

施策	内容	方針
①障害のある人の一般就労促進 【障害福祉課】	公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センターの関係機関と協力しながら、事業主に対し、障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。 就職を希望する障害のある人に対し、公共職業安定所への取り次ぎを行います。	継続
②就労移行支援・就労継続支援の利用促進 【障害福祉課】	一般就労が困難な障害のある人に対しては、就労移行支援事業、年齢や技術的な問題がある障害のある人に対しては就労継続支援事業を紹介します。 また、事業者には、就労移行支援・就労継続支援事業所を設置していくよう働きかけ、障害のある人の就労支援体制の強化に努めます。	継続
③工賃向上の推進 【障害福祉課】	障害のある人が福祉事業所で働いた対価としての工賃向上を推進します。また、福祉事業所で提供できる事業の広報に努め、行政・民間等からの利用を促すとともに、商品の販路拡大による収益増加を目指します。	継続

（２）就労定着に向けた支援

施策	内容	方針
①ジョブコーチの推進 【障害福祉課】	障害のある人を雇用する企業に対して、「ジョブコーチ（職場適応援助者）」の活用を推進し、働きやすい環境づくりに努めます。	新規
②職場・企業への障害者雇用の理解促進 【障害福祉課】	津山障害者就業・生活支援センターを活用し、障害のある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障害のある人の就労促進に取り組みます。	新規

２ 教育環境の充実

【現状・課題】

障害のある児童が将来的に自立して生活するためには、早期療育を受けるとともに、特別支援教育や個々の状況及び障害の特性に応じた支援、相談支援体制の充実が必要です。アンケートでは、学校や保育園（所）・幼稚園で困ることとして、教育・保育施設までの距離が遠いことや、授業や活動に障害のある児童がついていけないことが挙げられています。

また、障害のある児童の今後に対する、保護者がもつ不安や悩みとしては、子どもの就職や教育・学習を上げる人が６割以上となっています。

【今後の方針】

障害のある児童に適切な支援や教育を行うために、教職員が専門性を高めることが必要であり、引き続き研修を実施するとともに、医療・保育・教育機関が連携して課題や支援方法を検討できるように、協議の場を設けます。

また、ライフステージに応じて一貫した支援が可能となるように、関係機関と市が情報の共有及び相談支援体制を整備し、進学や就職に向けた悩みの解消や困難な課題を十分に検討します。

(1) 学校教育の充実

施策	内容	方針
①適切な教育支援の実施 【学校教育課】	障害のある児童・生徒及びその保護者との教育相談において、意向や障害に配慮し、総合的に判断して、適切な就学に向けての教育支援を実施します。	継続
②未就学児特別支援の充実 【こども課】	保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）を対象に特別支援教育に関する研修会を実施するとともに、各園での「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成を支援し特性に応じた適切な教育を提供します。 また、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）に在籍する特別支援を必要とする児童に対応した支援員を確保するとともに、支援員に対して研修等を定期的の実施し、教育と保育の質を向上します。	新規
③就学後の特別支援教育の充実 【学校教育課】	津山市特別支援教育推進センターが中心となり、教育相談体制の整備及び教員の指導力向上並びに教員・保護者対象の研修会を実施し、適切な支援や情報提供を行います。	新規
④通級指導教室の機能強化 【こども課】 【学校教育課】	市内小中学校3校（幼児部は小学校2校）に設置している通級指導教室で、障害のある児童生徒及び保護者の教育相談や通級による指導の充実を図ります。さらに、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）及び小中学校での特別支援教育に関する相談・指導を推進するため、通級指導教室が特別支援教育推進センターの中心的な機能を果たすよう努めます。	継続

(2) 専門性の向上

施策	内容	方針
①教員の専門性の向上 【学校教育課】	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、学習指導内容の改善・充実を図り、指導力向上を図るとともに、全教職員の理解が深まるよう様々な研修の充実と指導体制の確立に努めます。	継続
②特別支援教育への対応 【学校教育課】	知的障害（知的障害特別支援学級）、自閉症・情緒障害（自閉症・情緒障害特別支援学級）、学習障害と注意欠陥多動性障害（通級指導）等に対応した、指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。	継続

3 社会参加の促進

【現状・課題】

障害のある人が様々な地域活動や余暇活動に参加することは、生きがいをもつことや地域の一員としての意識の向上、能力の拡大や生活を豊かにすることにつながると考えられます。近年は、本市での「ふれあいスポーツ大会」や「岡山県スポーツ大会」等のスポーツ関係のイベントを通じて、障害のある人と障害のない人の交流や親睦の機会を設けました。その他にも、文化・芸術活動や生涯学習の講座等、様々な交流の機会に対して、障害の有無に関わらず広く市民の活動への参加を促進してきました。アンケートでは、本市への今後の要望として、およそ1割の人が、ボランティアの育成やスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実を望んでいます。

ボランティアの育成のために、津山市社会福祉協議会へ委託し点訳奉仕員養成事業として毎年5講座を実施しています。

また、障害のある人の作品の展示の場として、「ふれあい作品展」を毎年実施し、事業所が実施するイベントへの障害のある人が自発的に参加できるよう支援しています。

【今後の方針】

スポーツや文化・芸術等さまざまな分野における地域活動を充実するとともに、活動を実施するための人材としてボランティアを確保するため活動の情報発信を行います。

また、障害のある人とない人の相互理解の促進のために、両者が交流する機会や場所の提供に努めます。

ボランティア団体に対して構成するメンバーの育成支援や活動支援を行うことで、ボランティア団体の運営継続及び活動の活発化を図り、多くの市民が活動へ参加できるよう努めます。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

施策	内容	方針
①生涯スポーツ・ニュース スポーツの推進・普及 【障害福祉課】 【スポーツ課】	障害のある人に対する生涯スポーツ・ニューススポーツの普及、指導者の育成を推進し、自宅にこもりがちな障害のある人へ積極的な参加を呼びかけます。	継続
②情報提供と積極的な参加促進 【障害福祉課】	優れた文化に触れ合う機会や障害のある人も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。	継続
③障害のある人への配慮 【障害福祉課】	各種大会や行事において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車いす利用者のスペース確保など、障害のある人に配慮した運営が行われるよう啓発活動に努めます。	継続

（２）生涯学習の充実

施策	内容	方針
①学習機会の提供 【生涯学習課】	障害のある人が生きがいのある社会生活を送るために、引き続き様々な学習機会を提供します。	継続
②参加機会の拡大 【障害福祉課】 【生涯学習課】	手話通訳者・要約筆記者派遣制度等の周知に努め、障害のある人が参加できる場が広がるように啓発します。	継続

（３）ボランティア活動等の推進

施策	内容	方針
①ボランティアの育成・支援 【障害福祉課】	障害のある人の多様なニーズに対応できるように、ボランティア団体及び個人ボランティアの育成に努めるとともに、福祉を学んでいる大学生や高校生等による幅広いボランティア活動や機能の拡大・強化について支援します。	継続
②障害のある人自身のボランティア活動 【障害福祉課】	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取組を働きかけます。	継続
③ボランティアやＮＰＯの活動支援 【障害福祉課】 【協働推進室】	市民参加によるまちづくりを進めるため、ボランティアやＮＰＯが活動できる場や機会を提供し、活動支援の充実に努めます。	継続

（４）交流・ふれあいの促進

施策	内容	方針
①作品展等の開催 【障害福祉課】	障害者作品展等を開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、障害の有無に関わらず多くの市民が参画できるよう内容の充実に図ります。	継続
②障害者団体の支援 【障害福祉課】	会員相互の助け合いや交流会・研修会を行う障害者団体、親の会等の活動の支援や、活動に関する情報発信を広報紙等で行います。	継続

基本目標 4 支え合いと住み良い環境づくり

1 生活環境の整備

【現状・課題】

すべての人が安心して暮らすためのまちづくりには、ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設整備や、施設・公共交通機関におけるバリアフリー化が重要で、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、障害のある人が安全かつ円滑に利用できる施設の整備に努めてきました。アンケートでは、今後の市の取組として、2割以上の方が建物や交通機関、道路などを障害のある人に配慮したまちづくりを進めることを望んでいます。

【今後の方針】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の考え方を反映したまちづくりを進めるとともに、障害の有無に関わらずユニバーサルデザインに対する理解を市民に広く普及し、公共施設以外でも障害のある人が使いやすい施設整備を目指します。

また、障害のある人が地域で暮らすために、市営住宅の住宅改修等を活かした居住の場等の確保を進めます。

（１）福祉のまちづくりの推進

施策	内容	方針
①人にやさしいまちづくり条例の推進 【障害福祉課】	人にやさしいまちづくり条例の円滑な推進に努め、障害のある人の意見やバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の概念を反映したまちづくりが行われるよう、全市的な取組を行います。	継続
②ユニバーサルデザインの普及・啓発 【障害福祉課】 【建築住宅課】	誰もが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、市民、民間事業者に対して普及啓発を図ります。	継続
③施設の整備と情報提供 【障害福祉課】 【建築住宅課】	人にやさしいまちづくり条例の趣旨に基づき、住宅、建築物、駐車場、スロープや障害者用トイレの整備等、障害のある人や高齢者の円滑な利用に配慮するよう引き続き改善し、施設や設備の情報提供を進めます。	継続

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

施策	内容	方針
①公営住宅の整備 【建築住宅課】	公営住宅の整備にあたっては障害のある人や高齢者の居住に配慮した整備に努めます。また、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居も進めます。	継続
②ユニバーサルデザイン化の促進 【建築住宅課】	多くの人が利用する施設については、ユニバーサルデザインの概念を反映した整備を推進します。	継続
③民間施設のユニバーサルデザイン化の促進 【建築住宅課】	不特定多数の人が利用する民間施設の整備についても、人にやさしいまちづくり条例に基づき、障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるように普及啓発を図るとともに、指導、助言を行います。	継続
④民間住宅のリフォームの促進 【建築住宅課】	障害のある人や高齢者向け住宅リフォームに関する相談体制を整備します。	継続

2 移動・交通対策の推進

【現状・課題】

歩道の段差解消や点字ブロックの維持、歩行空間の確保に努め、また、「ほっとパーキングおかやま」に関して、利用制度の周知を行い、年間 300 件から 400 件程度が活用されました。

障害のある人や高齢者にとって、外出が不便になると自宅に引きこもりがちになることも考えられるため、公共交通機関の整備はもちろん、外出が困難な人への移動支援が重要です。移動支援としては、タクシー券や給油券、バス券の交付や、福祉移送サービスや福祉タクシーの運行等、障害のある人が外出しやすい環境づくりに努めています。アンケートでは、3割以上が毎日外出していますが、一方で「めったに外出しない」「まったく外出しない」人は合わせて2割以上となっています。

また、移動手段に関しては、家族などが運転する車の活用がおおよそ半数ありました。支援者の高齢化等に伴い、移動手段がなくなる可能性があり、公共交通機関等の充実、利便性の向上が必要です。

【今後の方針】

道路や歩道におけるバリアフリー化や、安全確保を進めるとともに、支援を必要とする人が移動支援のサービスを十分に受けることができるようにニーズに応じた対応に努めます。

また、より多くの人が出出できるように、公共交通機関の整備及び利便性の向上に努めます。

(1) 交通対策の促進

施策	内容	方針
①道路施設の整備 【土木課】	道路施設の整備については、引き続き歩行空間のバリアフリー化に努め、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設等に努めます。また、交通信号機への視覚障害者用付加装置の設置や感応化については、必要な個所の把握を行い関係機関へ要望します。	継続
②歩道の安全確保 【管理課】	歩道の放置自転車の解消など障害のある人等の移動の際の安全確保については、引き続き地域の協力を得て進めるとともに、啓発に努めます。	継続
③駐車場利用者証制度の促進 【障害福祉課】 【高齢介護課】 【健康増進課】	身体等に障害があり、歩行が困難な方に身体障害者等用駐車場の駐車スペースを優先して利用できる、駐車場利用証の「ほっとパーキングおかやま」について、広く周知し活用を促進します。	継続

(2) 移動方法・交通手段の充実

施策	内容	方針
①福祉タクシーの運行 【障害福祉課】	身体障害のある人等が、車いす又は担架のまま乗車できるタクシーの運行を継続します。	継続
②タクシー券・給油券等の助成 【障害福祉課】	低所得世帯等で重度の障害のある人に対し、タクシー券・自家用車の給油券・バス利用券のいずれかを交付し、社会参加を促進します。	継続
③福祉移送サービスの実施 【障害福祉課】	低所得世帯であり、1～3級の下肢障害又は体幹機能障害のある人に対し、自立と社会参加ができるように移送サービスを継続します。	継続
④福祉バスの貸出し 【障害福祉課】	障害者団体及び障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーション等への参加を促すため、福祉バスの貸出しを継続します。	継続
⑤公共交通機関の利便性の確保 【障害福祉課】 【都市計画課】 【建築住宅課】	JRの駅、バスなど公共交通ターミナルのバリアフリー化については、引き続き交通事業者と協力して、エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置、段差の解消などを推進します。	継続
⑥自動車運転免許取得等の助成 【障害福祉課】	就労や社会参加が見込まれる1～2級の身体障害のある人に対し、運転免許取得及び自動車改造についての助成を継続します。	継続

3 防災対策の推進

【現状・課題】

本市においても「津山市地域防災計画」に基づき、障害のある人やその家族に対して、防災に関する情報提供や啓発を行うとともに、防災訓練を実施し、災害時における安全な避難へつながるように取組を進めてきました。

東日本大震災以降、災害時における障害のある人の避難や生活環境への対策が必要とされており、現状を把握し支援方法を検討する必要があります。アンケートでは、災害時に一人で避難できる人や、支援者が周囲にいる人がともに、およそ3割と少ないことが示されました。

特に、災害時に困ることとして挙げられたことは、「避難場所まで行けない」ことや「避難場所を知らない」こと、「避難場所での医療的ケア」に関することであり、避難に支援が必要な人の把握と、情報提供方法及び避難場所での障害のある人の環境整備を検討することが求められています。

【今後の方針】

災害時に支援が必要な人を把握し、支援が可能な地域の人々と協力して防災体制の整備を行い、災害発生時には福祉避難場所の速やかな開設及び運営を行います。

また、地域に住む市民一人ひとりが防災への関心を高め、積極的に助け合い、緊急時の支援に取り組むことができるように、さらに啓発を行います。

（１）対策の充実と意識醸成

施策	内容	方針
①防災に関する意識の高揚 【危機管理室】 【環境生活課】 【障害福祉課】	障害のある人やその家族に対し、防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。また、防災訓練に障害のある人の参加を促進し、災害時に障害のある人が安全に避難できるように努めます。	継続
②自主防災意識の高揚 【危機管理室】 【障害福祉課】	町内会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の協力を得ながら、自主防災意識の高揚を図り、避難対策と支援体制の充実に努めます。	継続
③防災知識の普及 【危機管理室】 【障害福祉課】	障害のある人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及や啓発を行います。	新規

(2) 緊急時の情報提供・避難体制

施策	内容	方針
①要配慮者支援体制の整備 【危機管理室】 【生活福祉課】 【障害福祉課】	障害のある人への被災を最小限にとどめる災害予防対策、応急対策、復旧対策が推進できるよう津山市地域防災計画において避難行動要支援者名簿の整備、記載の推進と福祉避難所の設置に向けて取り組みます。	継続
②情報発信・提供体制の充実 【危機管理室】 【障害福祉課】	災害時には市防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、災害情報メール等により情報を発信します。	新規
③福祉避難所の確保 【危機管理室】 【生活福祉課】 【障害福祉課】	老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し、医療相談を受けることや、専門性の高いサービスを提供できること等を配慮し、災害時における福祉避難所として利用可能な施設を確保します。	新規